



平成27年4月21日

各位

会社名：ウエルシアホールディングス株式会社  
代表者名：代表取締役社長 水野 秀晴  
(コード番号 3141 東証第1部)  
問合せ先：取締役兼執行役員IR・企画部長  
中村 壽一  
(TEL. 03-5207-5878)

### 定款一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において「定款一部変更の件」を平成27年5月26日開催予定の当社第7回定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

#### 記

##### 1. 定款変更の目的

平成27年5月1日施行の「会社法の一部を改正する法律」(平成26年法律第90号)により、責任限定契約を締結できる会社役員の範囲が変更されましたので、新たに責任限定契約を締結できる業務執行を行わない取締役及び社外監査役でない監査役についても、その期待される役割を十分に発揮できるように、現行の定款第28条(取締役の責任免除)及び第36条(監査役の責任免除)の一部の変更を行うものであります。

##### 2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

(下線は変更部分を示します。)

現 行 定 款	変 更 案
(取締役の責任免除) 第28条 (省 略) 2 当社は社外取締役との間で、会社法423条第1項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令の <u>定めた額を限度とする。</u>	(取締役の責任免除) 第28条 (省 略) 2 当社は、 <u>取締役(業務執行取締役等であるものを除く)</u> との間で、会社法第423条第1項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、 <u>法令に定めた額を限度額とする。</u>
(監査役の責任免除) 第36条 (省 略) 2 当社は、社外監査役との間で、会社法423条第1項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令で <u>定めた額を限度額とする。</u>	(監査役の責任免除) 第36条 (省 略) 2 当社は、監査役との間で、会社法第423条第1項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令に <u>定めた額を限度額とする。</u>

以上